名　　称	区　　域
一色地区 地区整備計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された二宮都市計画 一色地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
富士見が丘三丁目 地区整備計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された二宮都市計画 富士見が丘三丁目地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
二宮駅駅前 地区整備計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された二宮都市計画 二宮駅駅前地区地区計画において地区整備計画が定められた区域

地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	（ア） 建築してはならない建築物	（イ） 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	（ウ） 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	（エ） 建築物の敷地面積の最低限度	（オ） 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度	（カ） 建築物の高さの最高限度	（キ） 建築物の形態又は意匠の制限	（ク） かき又はさくの構造制限
一色地区 地区整備 計画区域		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)ボーリング場、スケート場又は水泳場 (2)まあじゃん屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの (3)ホテル又は旅館 (4)工場（パン屋、豆腐屋、米屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50m^{2}以内で、かつ出力の合計が0．75kw以下の原動機を使用するものは除く） (5)自動車教習所 (6)畜舎(ペットを預かる施設がある場合は畜舎として取り扱う)	――	――	次の各号に定める所による。 1．165m^2 ただし、土地区画整理事業の仮換地処分時の敷地面積が、基準を下回る場合は、その面積。 (2)共同住宅及び長屋については、165m^{2}以上で、かつ一住戸当たり40m^{2}以上とする。	県道71号線（秦野二宮線）の東側は1．0m、西側は2．0m（建築物に付属する門又は、塀も含む） ただし、次の各号一に該当する場合においては、この限りでない。 (1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 (2)物置その他これに類する付属建築物で、軒高さが2．3m以下で、かつ床面積の合計が5m^{2}以下 (3)自動車車庫で軒高が2．3m以下で、かつ床面積の合計が15m^{2}以下であるもの。	15m (階数は地階を除き3以下とする。)	――	かき又はさくの構造は透視可能な高さ1.5m以下のフェンス等と植栽を組み合わせたものとする。
富士見が丘三丁目地区整備計画区域		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)住宅（3戸以上の長屋を除く） (2)共同住宅（3戸以上のものを除く） (3)住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、次に掲げる用途を兼ねるもの。 （これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く） ア）事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く） イ）日用品の販売を主たる目的とする店舗 ウ）診療所(患者用の入院施設を有するものを除く) エ）学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 オ）美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用するものを除く） (4)建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）第9号に規定する公益上必要な建築物 (5)全各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令（昭和29年政令第338号）第130号の5で定めるものを除く）	――	――	1.132m^2 但し、告示日から132㎡未満の敷地についてはその面積。 2.建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）第9号に規定する公益上必要な建物の敷地として使用する土地についてはこのかぎりでない。	――	10m	(1) 傾斜地又は擁壁面に張り出した形態の架台その他これに類するものを設けてはならない。 (2) 建築物の屋上及び外壁等に突出した形態の屋外広告物を設置してはならない。	――
二宮駅 駅前地区 地区整備 計画区域	A地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1)住宅（3戸以上の共同住宅及び3戸以上の長屋を除く） (2)上記1で示す住宅で次の用途に掲げる用途を兼ねるもの。 （床面積の合計が50㎡を超えるものを除く） ア）事務所 イ）日用品の販売を目的とする小規模な店舗 ウ）診療所（患者用の収容施設を有するものを除く） エ）学習塾、華道教室、その他これらに類するもの オ）美術品又は工芸を製作するためのアトリエ又は工房 (3)巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物 (4)前各号の建築物に附属するもの	――	――	――	――	――	――	――
	B地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1)1階部分を住宅、共同住宅寄宿舎、下宿又は長屋の用途に供するものでない建築物（これらの用途のための入口ホール、階段、管理人室等及び附属する休憩所、自動車車庫、自転車置場、物置等の部分を除く） (2)学校・図書館その他これらに類するもの (3)老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (4)公衆浴場 (5)診療所 (6)巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物 (7)大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (8)病院 (9)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (10)単独車庫 (11)事務所 (12)店舗、飲食店その他これらに類するもの (13)前各号の建築物に附属するもの	――	――	――	――	――	――	――
	C地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1)地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物 (2)学校、図書館その他これらに類するもの (3)老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (4)診療所 (5)近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (6)路線バスの停留所の上家 (7)大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (8)病院 (9)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (10)単独車庫 (11)前各号の建築物に附属するもの	――	――	――	――	――	――	――